# 学校感染症による出席停止と報告書の提出について

学校においては、学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき他の生徒に感染させる可能性のある期間について、下表のとおり「出席停止」としています。

つきましては、学校感染症に罹患したと医師の診断を受けましたら、直ちに学校に連絡するとともに、治癒または感染のおそれがないと認められ登校する際には、下記の報告書を作成の上、薬局で発行される『薬の説明書』（コピー）を添付して、学級担任に提出願います。

| | 感染症の種類 | 出席停止の期間の基準 |
|---|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア･コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1） | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日が経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ キ リ ト リ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 学校感染症に関する報告書

北海道札幌西高等学校長　様

1　生徒氏名　＿＿年＿＿組＿＿番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　病　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　欠席期間　＿＿年＿＿月＿＿日 ～ ＿＿年＿＿月＿＿日

4　受診病院名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

『薬の説明書』（コピー）を添付し、学校感染症による欠席であることを報告します。

平成　　年　　月　　日　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印